

無線局変更等申請書及び届出書（特例様式）

四国総合通信局長 殿

提出日又は投函日

令和 ○年 ○月 ○日

収入印紙（480円）をはるところ

※ 本申請により免許記録に登録した事項（従来の「無線局免許状」）に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

該当する項目にチェック。
変更箇所が複数項目ある場合は、
複数にチェックしてください。

アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許状（電波法第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。

- ☐ 無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
- ☐ 電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
- ☐ 免許人住所の変更（電波法第21条）
- ☐ 移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
- ☐ 移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
- ☐ 呼出符号の変更（電波法第19条）
- ☐ 社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）
- ☐ その他の変更（ ）

（注3）

また、上記の申請等（免許記録に登録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に登録されている事項を証明した書面（免許事項証明書）の交付を請求します。

（注4）

1 申請（届出）者（注3）

住所	〒（ 790 - 8795 ） 愛媛県松山市味酒町2-14-4 国籍（外国人のみ記載） []	住所変更の場合は、 新住所を記入。
氏名	フリガナ デンパ タロウ 電波 太郎	氏名変更の場合は、無線従事者証の 氏名変更を先に行ってください。

2 変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	J〇5〇〇〇
③ 免許の番号	四A第 12345 号
④ 備考	無線局免許状に記載された番号

3 申請（届出）の内容に関する連絡先※代理人が申請する場合は「委任状」の添付が必要です。

氏名	フリガナ ☑ 上記1と同じ	なるべく日中に連絡がつきやすい 連絡先をご記入願います。
電話番号	電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

無線局事項書及び工事設計書

1	免許の番号	四A第 1 2 3 4 5 号		無線局免許状に記載された番号				
2	申請（届出）の区分	☐ 開設 ☒ 変更						
3	個人／社団（クラブ）の別	☐ 個人 ☐ 社団（クラブ）						
4	住所	都道府県－市町村コード []						
		〒(7 9 0 - 8 7 9 5)						
		愛媛県松山市味酒町 2－1 4－4						
		電話番号 0 9 0－〇〇〇〇－〇〇〇〇						
5	氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパ タロウ						
		電波 太郎						
6	工事落成の予定期日	☐ 予備免許を受けた日から ____ 月 ____ 日の日 ※記載不要 ☐ 日付指定： ____ . ____ . ____ ※記載不要						
7	無線従事者免許証の番号	6〇〇〇〇〇〇		無線従事者証（写真付き）に記載された番号を記入。				
		☐ 無線従事者 免許同時申請	同時申請の資格					
			国家試験受験番号					
			修了証明書の番号					
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項						
9	呼出符号	JO 5 〇〇〇						
10	無線設備の設置場所 又は常置場所	住所	都道府県－市町村コード []					
			「4 住所」欄と同じ場合は記入を省略できます。					
11	移動範囲	☐ 移動する（陸上、海上及び上空） ☐ 移動しない						
12	電波の型式並びに希望する 周波数及び空中線電力	☒ 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力						
13	変更する欄の番号	☒ 4・5	☐ 7	☐ 9	☒ 10	☐ 11	☒ 12	☐ 15
14	☐ 免許事項証明書の窓口での受取りを希望する。 変更する欄に対応した番号にチェックしてください。複数にチェック可。							
	・4、5→住所及び氏名の変更 ・7→無線従事者免許証番号の変更 ・9→コールサイン変更（旧コールに戻す場合） ・10→常置場所又は設置場所の変更 ・11→移動範囲の変更 ・12→電波の型式、周波数、空中線電力の変更 ・15→工事設計書の変更							
15	第 1 送信機	変更の種別	☒ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更					
		適合表示無線設備の番号	0 0 2－〇〇〇〇〇〇					
	「旧スプリアス規格」の無線設備又は技術基準適合証明機器等以外の無線設備を使用される場合は、保証実施者の基本保証を受けてから申請していただく必要があります。詳細は次のページ①をご確認ください。		 無線機に貼られたシールの技術基準適合証明番号、工事設計認証番号（例：「002-〇〇〇〇〇〇」「002KN〇〇〇〇」等）を記入してください。					
	第 2 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☒ 増設 ☐ 撤去					
		適合表示無線設備の番号						
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	F3E J3E 144MHz 帯 F3E J3E 4					
		変調方式コード	FM（リアクタンス変調）、SSB					
		終段管	名称個数	電圧				
			2SC〇〇〇〇/2 個		13.8 V			
		定格出力(W)	10W					
	送信空中線の型式		移動する局は記入不要					
	周波数測定装置の有無	周波数測定装置	☐ 有					
		施行規則第 11 条の 3 第 7 号の装置	☐ 有					
	添付図面		☐ 送信機系統図					
	その他の工事設計		☒ 電波法第 3 章に規定する条件に合致する。					
		必ずチェック						

外国籍の方のみ記入

無線局免許状に記載された番号

無線従事者証（写真付き）に記載された番号を記入。

コールサインを記入

「4 住所」欄と同じ場合は記入を省略できます。

該当する種別にチェック

技術基準適合証明機器等以外の場合は、すべての項目を記入してください。

26.175MHz 以下の周波数で空中線電力が 10W を超える場合に必要。詳細は次のページ②をご確認ください。

技適機種のみ使う場合は記入不要

※「免許事項証明書」の郵送を希望される方は、返信用封筒(住所、氏名を記入し郵便切手を貼った封筒)を添付して下さい。窓口での受取りを希望される方は、「14 備考」欄の該当する口に✓を付けて下さい。

【「15 工事設計書」欄の記載について】

- ① 「旧スプリアス規格」の無線設備又は技術基準適合証明機器等以外の無線設備を使用される場合は、下記保証実施者の基本保証を受けてから申請していただく必要があります。

【保証実施者】

○一般財団法人日本アマチュア無線振興協会/JARD

〒170-8088

東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル7階

電話：03-3910-7263

- ② 「周波数測定装置の有無」

周波数測定装置は、26.175MHz以下の周波数で空中線電力が10Wを超える場合に必要です。

- ・送信機とは別に周波数測定装置を取り付ける場合は、「周波数測定装置の有無」欄の上段「周波数測定装置」の「有」にチェック。
- ・送信機に周波数測定装置が付いている場合は、「周波数測定装置の有無」欄の下段「施行規則第11条の3第7号の装置」の「有」にチェック。

I 「アマチュア局変更等申請書及び届出書(特例様式)」(様式の1ページ目)の記載要領

備考1（略）

- 2 無線従事者免許証の番号の変更にあっては、無線従事者資格の変更の場合に限る。
なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1（略）

- 2 収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

(1) 免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

(2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること

3 該当する口にレ印を付けること。

4 申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

5 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地进行を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3) 申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 2の欄は、次によること。

(1) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

7 免許事項証明書又は申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

Ⅱ 「無線局事項書及び工事設計書」(様式の2ページ目)の記載要領

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 略	略	略
2 無線設備の増設・取替・ 変更・撤去の場合 (法第9条第1項若しくは第2 項又は第17条の規定による工 事設計の変更又は無線設備の 変更の工事の許可の申請又は 届出の場合)	1(注1) 2(注2) 3 4 5 9 13 15	(注1) 免許後の変更の場合 に限る。 (注2) 変更該当する。
3 無線設備の設置場所又は 移動範囲の変更の場合 (第17条第1項の規定による無 線設備の設置場所又は移動範 囲の変更の申請の場合)	1(注1) 2(注2) 3 4 5 9 10 11 13	(注1) 免許後の変更の場合 に限る。 (注2) 変更該当する。
4 呼出符号、電波の型式並び に周波数及び空中線電力(一 括して表示する記号)の変更 の場合(無線従事者免許証の 番号の変更を伴う場合を含 む。) (法第19条の規定による変更の 申請の場合)	1(注1) 2(注2) 3 4 5 7(注3) 9(注4) 12(注 3) 13 14	(注1) 免許後の変更の場合 に限る。 (注2) 変更該当する。 (注3) この欄の変更の場 合に限る。 (注4) この欄の変更をしな い場合に限る。
5 無線設備の常置場所の変 更の場合 (施行規則第43条第3項の規定 による無線設備の常置場所の 変更の届出の場合)	1 2(注2) 3 4 5 9 10 13	(注) 変更該当する

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3 (略)

4 3の欄は、個人又は社団(クラブ)の区別により、該当する□にレ印を付けること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地、申請者が外国人である場合は日本における居住地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合に限り、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

6 5の欄は、申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであって総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

7 (略)

8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（公益社団法人その他これに準ずるものであって総務大臣が認めるものを除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること（当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格が代表者以外の者である場合は、14の欄に当該者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載すること。）。また、無線従事規則第46条に基づく無線従事者の免許又は第50条に基づく免許証再交付の申請別表第二号の三第3（記載要領）と同時に申請する場合（社団の場合を除く。）においては□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

9 9の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 10の欄は、次によること。

(1) 無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合はコードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、無線設備の設置場所又は常置場所と4の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。

(2) 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

(3) 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

11 11の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12 12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。また、申請者が社団の場合であつて、当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格によらず指定を希望する場合は、14の欄に第10条の2の規定に基づく記号を「希望する周波数等の記号〇〇〇」のように記載すること。

13 13の欄は、該当する□にレ印を付けること。

14 14の欄は、次によること。

(1) (略)

(2) 遠隔操作を行う場合遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

ア 電波の発射の停止を確認することができること。

イ 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであること。

ウ インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4) その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

15 15 の欄は、次によること。

(1) 2 以上の送信機を有する場合は、第 1 送信機、第 2 送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(2) 変更の種別の欄は、変更の申請又は届出の場合に限り、変更する送信機において該当する口にレ印を付けること。

(3) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項(同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の全部又は一部を省略する場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄にその旨及び第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(4) 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

(5) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器が適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

(6) 第 15 条の 3 第 4 項(第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定の適用がある無線局の場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、変調方式の欄、終段管の欄及び定格出力の欄の記載を要しない。

(7) 無線設備の機器が、免許の申請の場合において第 15 条の 5 第 1 項第 2 号に該当するものであるときはその事実を証する書面を添付すること。また、変更の申請又は届出の場合において施行規則別表第 1 号の 3 第 1 の 21 の項若しくは同表第 2 の 2 の項又は別表第 2 号第 1 項第 1 号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。

(8) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

(9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、無線電信の場合は記載を要しない。

(10) 終段管の欄は、終段部の真空管(半導体を含む。)の名称及び個数並びに終段陽極(これに該当するものを含む。)の電圧を記載すること。

(11) 定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。

(12) 送信空中線の型式の欄は、移動する無線局の場合は記載を要しない。

(13) 周波数測定装置(施行規則第 11 条の 3 第 7 号の装置を含む。)について記載するものとし、該当する口にレ印を付けること。ただし、26.175MHz を超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が 10W 以下の送信機の場合は、記載を要しない。

- (14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。また、送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）は、□にレ印を付けることを要せず、送信機系統図（附属装置の諸元を含む。）の提出を要しない。
- (15) その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること